

作成日 2021 年 12 月 2 日
(最終更新日 2022 年 11 月 4 日)

「情報公開文書」

受付番号：2022-1-1059

課題名：健常及び過敏性腸症候群ボランティアの幼少期ストレス

1. 研究の対象

2021年12月～2024年11月の間に、当院またはWEB上で「健常及び過敏性腸症候群ボランティアの幼少期ストレス」研究に参加された方

2. 研究期間

2021年12月（倫理委員会承認後）～2024年11月

3. 研究目的

この研究では、日本人のIBSの患者さんと健康な人を対象として、幼少期ストレス（ACEs）がIBSに関係しているか調べることを目的としています。

幼少期ストレス（ACEs）についての質問と、IBSの重症度、うつや不安の程度、感情の感じにくさを調べる質問に答えていただき、関連性を分析します。

また、WEBアンケートにより、IBSと幼少期ストレス（ACEs）、IBSとPTSD・複雑性PTSD症状の関連を調査し、分析します。

4. 研究方法

日本人のIBS有症状者及び健康なボランティアを対象として、対面およびWEBアンケートにて、幼少期ストレス（ACEs）、IBSの重症度、うつや不安の程度、アレキシサイミア傾向（感情の感じにくさ）、中枢性感作傾向の質問票（アンケート）、国際トラウマ質問票（アンケート）に答えていただきます。ACEsの保有率が、IBSやIBSの重症度、うつや不安の程度、アレキシサイミア傾向、PTSD症状などに関連があるかを分析し、調査します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

各アンケートへの回答

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

福土 審

金澤 素

村椿 智彦

佐久間 智子

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

佐久間智子 医師・大学院生

東北大学大学院医学系研究科心療内科学分野

〒980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町 2 -1

TEL 022-717-8160 FAX 022-717-8161

E-mail : tomoko.sakuma@med.tohoku.ac.jp

(毎週月曜日、または木曜随時)

研究責任者

福土 審 教授

東北大学大学院医学系研究科心療内科学分野

〒980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL /FAX : 022-717-8214

E-mail : sfukudo@med.tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合